

I 《募集概要》

1. 岐阜県立多治見病院職員保育施設建設の基本方針

老朽化・狭隘化した職員保育施設を移転し保育内容を拡充することで、職員の子育て支援と働きやすい環境づくりを推進するとともに、質の高い人材確保・定着を図ることを目的としています。

2-1. 設計プロポーザルの目的

本プロポーザルは、関係者との意見調整を適切に行いながら、魅力ある職員保育施設を具体化できる能力を持つ設計者を選定するために行うものです。

2-2. 設計プロポーザルの概要

提案参加者は、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「病院」という。）の「募集要項」に基づいて設計等技術提案書を提出していただきます。

岐阜県立多治見病院職員保育施設設計プロポーザル審査選定委員会（以下「委員会という。」）は提出された設計等技術提案書を基に、厳正かつ公正に審査基準に従い、設計者を選定して地方独立行政法人岐阜県立多治見病院理事長（以下「理事長」という。）に推薦します。

3. 提案条件の概要

- (1) 「募集要項」に基づき、職員保育施設計画（外構計画等を含む）、建設概算工事費（実施設計費等を含む）、建物構造、施工方法等について、総合的な提案を求めます。
- (2) 計画の全般にわたり、乳幼児を中心にした豊かな付加価値の創造に関する提案をして下さい。
- (3) 屋内外ともに安全で快適に保育ができる空間・設備・構造・動線として下さい。
- (4) 明るくて健やか感があふれ、発信力を持った外観デザインとして下さい。
- (5) テラス配置など、園庭と建物の一体感や機能的なつながりを創出して下さい。
- (6) 木と親しみや豊かさが感じられる木造平屋建・木質内装として下さい。
- (7) 敷地への出入口スペースなど地域住民への居住環境を配慮して下さい。
- (8) 建物維持管理及び修繕費の低減について提案してください。

4. 契約条件

- (1) 病院は、設計業務受託の予定者として選定された者（以下「予定者」という。）と、実施設計図書の作成等の委託契約に関する「覚書」を締結します。
- (2) 委託費の支払いは、病院と契約しそれに基づき実施します。

5. 手続き及びスケジュール

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| (1) 募集要項の配布・参加登録の受付 | 平成29年5月 8日 午後4時締切 |
| (2) 参加資格の確認 | 平成29年4月 下旬 随時 |
| (3) 現地説明会 | 平成29年5月 9日 午後（予定） |
| (4) 質疑書の受付 | 平成29年5月16日 午後4時締切 |
| (5) 質疑書の回答 | 平成29年5月23日 |
| (6) 提案書提出 | 平成29年6月19日～同年同月23日 午後4時締切 |
| (7) プレゼンテーション | 平成29年7月11日 （予定） |
| (8) 予定者決定通知 | 平成29年7月 中旬 |
| (9) 覚書締結 | 平成29年7月 中旬 |
| (10) 提案書の協議 | 平成29年7月 中旬 ～ 平成29年 7月下旬 |
| (11) 設計委託契約 | 平成29年8月 上旬 |

(12) 設計図書（造成）提出	平成29年11月	下旬	
(13) 造成工事着工	平成29年12月	下旬	
(14) 造成工事完了	平成30年 4月	月上旬	
(15) 確認申請提出	平成30年 2月	月上旬	
(16) 設計図書（建築）提出	平成30年 2月	下旬	
(17) 工事請負契約締結	平成30年 5月	月上旬	
(18) 予定工期	平成30年 5月	月上旬	～ 平成31年 2月中旬
(19) 移転（予定）	平成31年 3月	中旬	

6. 事業担当課

地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院 事務局 施設整備課 施設管理担当
 TEL 0572-22-5311（内線2214）

II 《計画概要》

計画概要

- | | |
|------------|---|
| 1. 建設場所 | 多治見市池田町2丁目10-1外 |
| 2. 敷地面積 | 2,060.50 m ² |
| 3. 用途地域等 | 準工業地域 容積率/建ぺい率=200/60 |
| 4. 防火地域 | 建築基準法第22条区域 |
| 5. 事業種別 | 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院職員の乳幼児のための保育施設建設 |
| 6. 建物種別 | 保育所 |
| 7. 構造 | 木造（工法は適宜・一部、鉄骨材使用可） |
| 8. 利用定員 | 60人（0～3歳） |
| 9. 施設諸室・面積 | 別紙1 |
| 10. 駐車場 | 乳幼児送迎用・病院送迎用・職員用・来客用・物品等搬入用 合計30台程度 |
| 11. 諸法令 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法（岐阜県建築基準条例等含む）・消防法・多治見市関係条例・諸法令及び関連する基準等に適合することとします。 ・「企業指導型保育事業助成金実施要綱」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に適合し補助金を活用することとします。 ・「木の香る快適な教育施設等整備事業」に適合させ補助金を活用します。 ・岐阜県福祉のまちづくり条例・建築物省エネ法等を考慮して下さい。 |
| 12. その他 | |
| ・地盤 | <p>現在、北側道路北西端より約40cm程度地盤が上がっていますが、この道路北西端において、少し高くなるような地盤として設計して下さい。</p> <p>従って、現況地盤より約25cm程度下げた高さを設計GLとしてください。</p> |
| ・擁壁 | 既設擁壁兼花壇は解体撤去として、上記、地盤に合わせるように新設して下さい。 |
| ・その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・上記、造成工事による地盤形成、擁壁等設置及び基礎工事等での発生土は汚染土（ヒ素及び化合物）が含まれており、適切な撤去・処分をするものとして下さい。 ・附属建物・屋外付帯等については、適宜とします。 |

Ⅲ《設計・性能・価格条件等》

1. 設計の基本方針

設計にあたり次の項目を検討し対応して下さい。

- ・造成及び配置計画

周辺状況に配慮すると共に、日照・採光・通風等を積極的に取り込んで下さい。

- ・動線計画

保育士及び当施設利用者が使いやすい動線（保育所内及び駐車場等含む）として下さい。

- ・外観計画

東側県道（421号線）から見栄えするファサードの提案として下さい。

- ・内装計画

木と親しみや豊かさが感じられるように、積極的な木質内装仕上げとして下さい。

- ・緑化計画

近隣街並みとの調和を検討して下さい。

- ・バリアフリー対策

保育所として必要な、安心・安全のディティールの考慮をして下さい。

- ・耐久性対策

長期間使用に耐える施設を建設する対策としての工法、構造及び材料を考慮して下さい。

メンテナンスフリーな材料の使用、メンテナンスの容易な工法を考慮して下さい。

- ・騒音・遮音対策

建物外部からの騒音対策や機器配管類からの騒音対策を考慮して下さい。

- ・シックハウス対策（保育所での化学物質過敏症）

ホルムアルデヒド等化学物質による乳幼児及び保育士等利用者の健康への影響の低減を考慮して下さい。

- ・防犯対策

保育所という用途から、特に防犯対策に有効な提案をして下さい。

- ・断熱性能とエネルギー

有効な断熱性能とライフサイクルコスト削減に有効なエネルギー等を考慮して下さい。

- ・環境対策への対応

環境共生対策、エネルギーへの対応など環境対策を考慮して下さい。

- ・遊具計画

遊具等の計画を提案して下さい。但し、遊具は概算工事費に含まないものとします。

また、砂場・築山等外構工事に含まれるものは概算工事費に含むこととして下さい。

3. 概算工事費

概算工事費は下記のとおりとします。

1億9,200万円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以下とします。

既設擁壁兼花壇撤解体撤去や土留新設等、宅地造成に伴う工事は上記金額に含むものとします。

また、宅地造成及び建築工事において発生する汚染土（ヒ素及び化合物）撤去・処分費用も含むものとします。

4. 設計基準

各関連法規に適合することはもちろんのこと、「企業指導型保育事業助成金実施要綱」及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（内閣府）に基づいて、これを満足する設計とします。

「木の香る快適な教育施設等整備事業」に適合させる設計として下さい。

IV《提案参加者の資格・条件》

1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
2. 岐阜県内に本社、本店事務所を有し、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づき登録されている者、かつ、岐阜県入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等業務）に登録されている者とする。
また、意匠・法規・構造・設備等において、協力事務所を採用する場合、若しくは、設計JVとする場合は、別途（様式適宜・用紙A4）届出をして下さい。
3. 過去10年間に保育所、幼稚園または、認定こども園等の施設の設計監理（新築・改築）実績があること。
4. 過去10年間に主たる構造が木造で、500㎡程度の施設の設計監理（新築・改築）実績があること。
但し、共同住宅等住宅系は除くこととします。
5. 本業務の管理技術者となる者が一級建築士の資格を有し、所属する設計事務所と参加登録申込書の受付日から起算して、過去3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
6. 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者または会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者または会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度岐阜県入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けたものについては、再生手続開始または更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
7. 破産法（平成16年法律第76号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む）でないこと。
8. 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
9. 国税および地方税の滞納のないこと。
10. 提出された参加登録申込書により参加資格を確認します。なお、確認結果は速やかに返答いたします。
11. 参加資格書の交付の日から実施設計図書の作成に関する「覚書」締結までの間において、提案技術参加者に対して指名停止の処分がなされた場合、その日をもって資格を取消します。
12. その他、病院が不相当と認める事由に該当しない者であること。

V《質 疑》

1. 質疑の受付方法

質疑は所定の「質疑応答書」により期日までに下記担当部署へ持参、又は電子メールにより提出して下さい。

質疑応答書の様式は病院のホームページ (<http://www.tajimi-hospital.jp/>) にも掲載します。

電子メールによる提出は、送信前に下記記載の担当部署に送信する旨の電話連絡をした後に送信して下さい。

郵送・FAX等は不可とします。

2. 質疑の受付期間等

平成29年5月10日（月）～平成29年5月16日（火）までとします。

提出は土日祭日を除く、午前9時～午後4時までとします。

受付場所：病院事務局 施設整備課 施設管理担当（山田・柳頼）

TEL 0572-22-5311（内線2214）

電子メール yamada-yosuke@tajimi-hospital.jp
yanase-ikuo@tajimi-hospital.jp

3. 質疑の回答方法とその扱い

- (1) 質疑内容及び回答は平成29年5月23日までに参加登録者全員に対して、病院事務局にて手渡し、若しくは、電子メールより回答するとともに、病院のホームページ (<http://www.tajimi-hospital.jp/>) にも掲載します。
電話等、口頭による質問等、質疑応答書の提出以外の方法による質問は一切応じません。
- (2) 質疑応答書はこの募集要項の追加又は修正とみなします。

VI《現地説明会》

1. 現地説明会

平成29年5月9日(火) 午後1時30分より建設予定地にて説明会を行います(日時は予定)。
なお、募集要項及び提案書に係る質問には応じません。

VII《提案書の作成方法》

以下の項目の提案書を作成して下さい。

1. 提案書

項目	指定用紙	備考
設計等技術提案書	様式4-1	1部提出
提案図書	所定	8部片とし (表紙は設計等技術提案書様式4-1とします) 1部クリップ止め(表紙:同上) 計9部
概算工事費内訳書	様式4-2	封印の上、1部提出

2. 提案図書

図面等の用紙サイズ: A-3 (原則: 横使い)、8部片とし(表紙は1部のみに片とし)
1部クリップ止め 計9部

(パネル・厚紙等折り曲げ不可能な用紙は不可とします)

提案図書の種類	縮尺	備考
パース		カラー(CGでも可)

(模型は不可としますが、図面等の用紙に写真添付は可とします。但し、A-4用紙サイズに折り曲げることがあります。)

計画概要書	適宜	図面の用紙に記述して下さい。
仕上表		内部・外部共
求積図及び面積表	1/200 程度	面積表は建築基準法による算定
配置・外構計画図	1/500 程度	敷地地盤高、園庭等、駐車場、植栽計画、各駐車場(各駐車場から各出入り口までの利用者別の動線を記入して下さい)
立面図	1/200 程度	2面以上
平面図	1/200 程度	室名等・面積・主要寸法等記入(配置図と兼ねても可)
造成計画図	適宜	建物に合わせた造成計画(配置図と兼ねても可)
その他	適宜	適宜であり必須ではありません(A-3用紙1枚以内)

- 注1) 提案書作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。
- 注2) 縮尺はA-3用紙に合わせて適宜変更しても可とします。
- 注3) 提案図書は表紙を除く、A-3用紙3枚程度として下さい。

VIII《提案書の提出方法等》

1. 提案書の提出方法

- (1) 提案書の提出は、所定の期日に病院事務局施設整備課施設管理担当まで持参または、郵送して下さい。但し、郵送（配達証明付書留郵便）の場合は平成29年6月23日消印有効とします。
- (2) 病院は、提案書を受理した時には提案書受理書を交付します。
- (3) 提案書を受理した後は、その追加、修正は認めません。
- (4) 概算工事費内訳書は提案参加者名を記した封筒に封印の上、提出して下さい。

2. 提案書の提出日・提出先

提出日及び時間：平成29年6月19日（月）～平成29年6月23日（金）
午前9時～午後4時までとします。

提出先：病院事務局 施設整備課 施設管理担当（山田・柳瀬）

IX《審査方法及び審査基準》

1. 審査方法

提出された提案内容については、委員会事務局において、適格かつ公正に審査、選定します。募集要項に示した内容が全て「適」となったものについて評価を行い、提案書を委員会に提出します。

なお、委員会にて数点を選出し、プレゼンテーション（委員会からの質疑応答を含む）を行っていただきます。

プレゼンテーションの内容等は、該当者に事前に通知いたします。

2. 審査基準

(1) 提案書の審査基準

募集要項に記載されている項目について、次に定めるとおり評価します。

ア 募集要項の項目の内容を満たしているものを「可」とします。

イ 募集要項の項目の内容を満たしていない場合で実施設計において修正等により、対応可能と認められる場合には「可」とします。

ウ ア、イの評価以外は、「不可」とします。

エ 以上による評価の結果、「可」の評価を受けた提案書を「適」とし選定します。

(2) 設計者の推薦

提案書が「適」となった提案について、下記の方法で評価点を付け評価をします。

- 一 基本コンセプト
- 二 造成及び配置計画・動線（駐車場等含む）・防犯・外構・緑化への対応
- 三 平面計画
- 四 外観デザイン
- 五 内装計画
- 六 構造計画
- 七 バリアフリー・シックハウス・騒音・遮音への対応

八 断熱性・エネルギー・耐久性・維持管理計画

一から八の項目について「優」、「良」、「可」として点数化します。

設計等評価点の1番高い提案の数が最も多い者を最優秀提案者として予定者として推薦します。

なお、次点者以降の場合でも審査委員会として推薦する場合があります。

審査結果及び選定内容に関する質問、異議申立て等は一切受付しません。

X《著作権及び応募提案書の取扱い》

1. 応募提案書の取扱い

(1) 審査の結果については、文書にて提案参加者へ通知します。

(2) 優秀な提案図書は、所定の期日の間、病院及び病院ホームページにて閲覧に供する場合があります。

(3) 受理された提案書は返却しないものとします。

2. 提案書の著作権

提案書の著作権はそれぞれの提案参加者に帰属しますが、提案書は病院が無償で使用できるものとします。

3. 採用作品の取扱い

病院は、採用提案書に基づいて、当建設事業を実施するものとします。

XI《その他》

1. 本計画の提案募集に要する費用については、全て提案参加者の負担とします。

2. 本プロポーザルは当該事業を遂行するために、最適な設計者の選定を目的に実施するものであり、設計委託契約後の業務において、必ずしも提案内容の履行を保証するものではありません。

3. 当該審査によって予定者となった者は、宅地造成工事の設計図書作成・建築基準法等関係法令に適合させて諸申請を行うとともに、職員保育施設建築工事の設計図書作成を行うこととします。

4. 次の各号のいずれかに該当した場合は失格となる場合があります。

(1) 提案書の提出方法・提出先・提出期限に適合しないもの。

(2) 提案書の作成様式及び記載上の留意事項等に適合しないもの。

(3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。また、記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

(4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

(5) 虚偽の内容が記載されているもの。

(6) 本プロポーザルに関して当院の関係者と接触を図った者。

(7) その他本プロポーザルに関して不適切な行為があった場合。

5. 参加登録後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式適宜・用紙A4）を持参にて提出して下さい。

6. 提出された提案書は返却しません。なお、提案書は選定（優秀な提案書の公開含む）以外の目的にはいたしません。